

令和6年2月9日開催

令和5年第5回介護支援専門員研修会

令和6年度介護報酬改定に関する基本的な考え方と、 主な改正内容の報告 ～居宅介護支援事業所に関すること～

仙台市介護事業支援課
ケアマネジメント指導係

目次

- I. 令和6年度介護報酬に係る基本的な考え方
- II. 令和6年度介護報酬改定の対応
- III. 居宅介護支援・介護予防支援 基本報酬
- IV. さいごに ～介護予防支援の指定にあたって～

※研修資料は、令和5年12月19日開催 社会保障審議会(介護給付費分科会)資料『令和6年度介護報酬改定に関する審議報告』、令和6年1月22日開催 社会保障審議会(介護給付費分科会)資料1『令和6年度介護報酬改定の主な事項について』、参考資料1『令和6年度介護報酬改定における改定事項について』をもとに作成しております。

I. 令和6年度介護報酬改定に係る基本的な考え方

【総論】

人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進
2. 自立支援・重度化防止に向けた対応
3. 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり
4. 制度の安定性・持続可能性の確保

を基本的な視点として、介護報酬改定を実施する。

Ⅱ. 令和6年度介護報酬改定の対応

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進

(1) 質の高い公正中立なケアマネジメント

- ① 居宅介護支援における特定事業所加算の見直し
- ② 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて
介護予防支援を行う場合の取扱い
- ③ 他のサービス事業所との連携によるモニタリング

①居宅介護支援における特定事業所加算の見直し

概要

【居宅介護支援】

- 居宅介護支援における特定事業所加算の算定要件について以下の見直しを行う。【告示改正】
 - ア 多様化・複雑化する課題に対応するための取組を促進する観点から、「ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、他制度に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること」を要件とするとともに、評価の充実を行う。
 - イ (主任)介護支援専門員の専任要件について、居宅介護支援事業者が介護予防支援の提供や地域包括支援センターの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合は、これらの事業との兼務が可能である旨を明確化する。
 - ウ 事業所における毎月の確認作業等の手間を軽減する観点から、運営基準減算に係る要件を削除する。
 - エ 介護支援専門員が取り扱う1人当たりの利用者数について、居宅介護支援費の見直しを踏まえた対応を行う。

単位数

<現行>

特定事業所加算 (I)	505単位/月
特定事業所加算 (II)	407単位/月
特定事業所加算 (III)	309単位/月
特定事業所加算 (A)	100単位/月



<改定後>

特定事業所加算 (I)	519 単位/月 (変更)
特定事業所加算 (II)	421 単位/月 (変更)
特定事業所加算 (III)	323 単位/月 (変更)
特定事業所加算 (A)	114 単位/月 (変更)

② 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い

概要

【介護予防支援】

- 令和6年4月から居宅介護支援事業者も市町村からの指定を受けて介護予防支援を実施できるようになることから、以下の見直しを行う。
 - ア 市町村長に対し、介護予防サービス計画の実施状況等に関して情報提供することを運営基準上義務付けることに伴う手間やコストについて評価する新たな区分を設ける。【省令改正】【告示改正】
 - イ 以下のとおり運営基準の見直しを行う。【省令改正】
 - i 居宅介護支援事業所が現在の体制を維持したまま円滑に指定を受けられるよう、居宅介護支援事業者が指定を受ける場合の人員の配置については、介護支援専門員のみでの配置で事業を実施することを可能とする。
 - ii また、管理者を主任介護支援専門員とするとともに、管理者が他の事業所の職務に従事する場合（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合であって、その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がないときに限る。）には兼務を可能とする。
 - ウ 居宅介護支援と同様に、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算及び中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の対象とする。【告示改正】

② 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い

単位数・算定要件等

<現行>

介護予防支援費 438単位
なし

<改定後>

介護予防支援費 (I) 442単位 ※地域包括支援センターのみ
介護予防支援費 (II) 472単位 (新設) ※指定居宅介護支援事業者のみ

なし



特別地域介護予防支援加算 所定単位数の15%を加算 (新設)

※ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在

なし



中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%を加算 (新設)

※ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合

なし

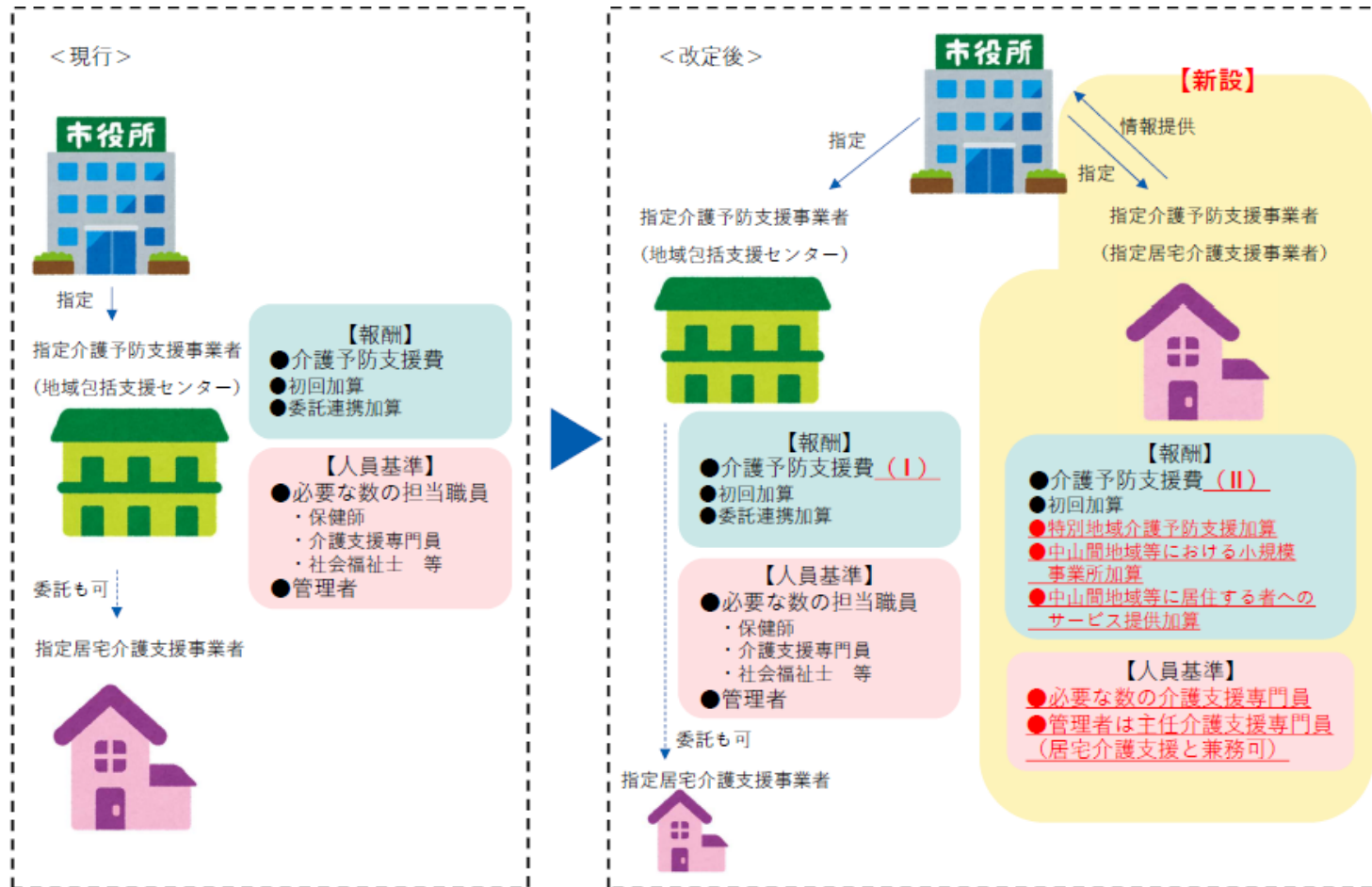


中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%を加算 (新設)

※ 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定介護予防支援を行った場合

介護予防支援費
(II)のみ

② 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い



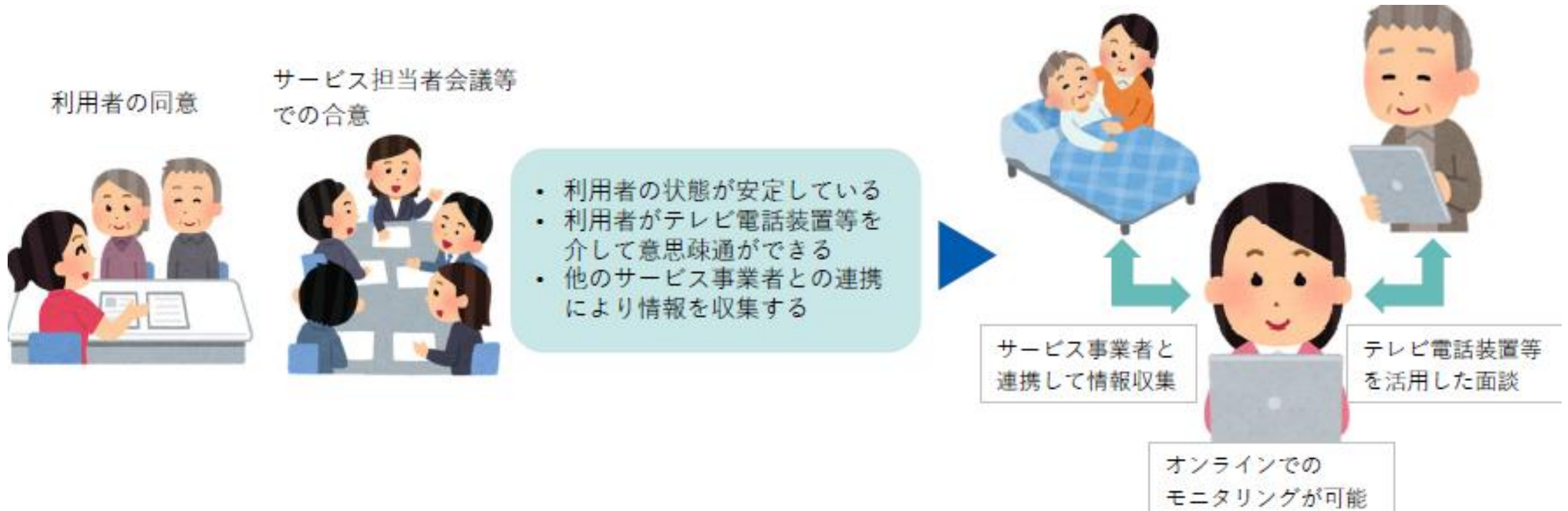
③ 他のサービス事業所との連携によるモニタリング

概要

【居宅介護支援、介護予防支援】

- 人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、以下の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とする見直しを行う。
【省令改正】
- ア 利用者の同意を得ること。
- イ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
 - i 利用者の状態が安定していること。
 - ii 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む）。
 - iii テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。
- ウ 少なくとも2月に1回（介護予防支援の場合は6月に1回）は利用者の居宅を訪問すること。

③ 他のサービス事業所との連携によるモニタリング



Ⅱ. 令和6年度介護報酬改定の対応

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進

(3) 医療と介護の連携の推進

- ⑩ 入院時情報連携加算の見直し
- ⑪ 通院時情報連携加算の見直し

⑩ 入院時情報連携加算の見直し

概要

【居宅介護支援】

- 入院時情報連携加算について、入院時の迅速な情報連携をさらに促進する観点から、現行入院後3日以内又は入院後7日以内に病院等の職員に対して利用者の情報を提供した場合に評価しているところ、入院当日中又は入院後3日以内に情報提供した場合に評価するよう見直しを行う。その際、事業所の休業日等に配慮した要件設定を行う。
【告示改正】

⑩ 入院時情報連携加算の見直し

単位数・算定要件等

※(Ⅰ)(Ⅱ)いずれかを算定

<現行>

入院時情報連携加算(Ⅰ) 200単位/月

利用者が病院又は診療所に入院してから3日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。



<改定後>

入院時情報連携加算(Ⅰ) **250**単位/月(変更)

利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

※ 入院日以前の情報提供を含む。

※ 営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。

<現行>

入院時情報連携加算(Ⅱ) 100単位/月

利用者が病院又は診療所に入院してから4日以上7日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。



<改定後>

入院時情報連携加算(Ⅱ) **200**単位/月(変更)

利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

※ 営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。

⑪ 通院時情報連携加算の見直し

概要

【居宅介護支援】

- 通院時情報連携加算について、利用者の口腔衛生の状況等を適切に把握し、医療と介護の連携を強化した上でケアマネジメントの質の向上を図る観点から、医師の診察を受ける際の介護支援専門員の同席に加え、利用者が歯科医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席した場合を同加算の対象とする見直しを行う。【告示改正】

単位数

<現行>

通院時情報連携加算 50単位



<改定後>

変更なし

Ⅱ. 令和6年度介護報酬改定の対応

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進

(4) 看取りへの対応強化

⑥ ターミナルケアマネジメント加算等の見直し

⑥ ターミナルケアマネジメント加算等の見直し

概要

【居宅介護支援】

- ターミナルケアマネジメント加算について、自宅で最期を迎えたいと考えている利用者の意向を尊重する観点から、人生の最終段階における利用者の意向を適切に把握することを要件とした上で、当該加算の対象となる疾患を末期の悪性腫瘍に限定しないこととし、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した者を対象とする見直しを行う。併せて、特定事業所医療介護連携加算におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数についても見直しを行う。【告示改正】

⑥ ターミナルケアマネジメント加算等の見直し

算定要件等

○ターミナルケアマネジメント加算

<現行>

在宅で死亡した利用者~~(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)~~に対して、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者を提供した場合

<改定後>

在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者を提供した場合

○特定事業所医療介護連携加算

<現行>

前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を5回以上算定していること。

<改定後>

前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定していること。

Ⅱ. 令和6年度介護報酬改定の対応

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進

(5) 感染症や災害への対応力向上

④ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

④ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

概要

【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】

単位数

<現行>
なし



<改定後>

業務継続計画未実施減算

施設・居住系サービス

所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算（新設）

その他のサービス

所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、その他サービスは、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。

④ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

算定要件等

- 以下の基準に適合していない場合（新設）
 - ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
 - ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
 - ※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
- 1年間の経過措置期間中に全ての事業所で計画が策定されるよう、事業所間の連携により計画策定を行って差し支えない旨を周知することも含め、小規模事業所の計画策定支援に引き続き取り組むほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に業務継続計画に関する取組状況を追加する等、事業所への働きかけを強化する。また、県別の計画策定状況を公表し、指定権者による取組を促すとともに、業務継続計画を策定済みの施設・事業所についても、地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、指定権者による継続的な指導を求める。

④ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

仙台市ホームページ「令和3年度介護報酬改定について」

<https://www.city.sendai.jp/shidodaichi/jigyosha/fukushi/fukushi/koresha/kenshukai/r3kaitei.html>

ホーム > 事業者向け情報 > 福祉・医療 > 福祉 > 高齢者施設・介護保険などサービス > 居宅サービス・地域密着型サービス・居宅介護支援・施設サービス・介護予防サービス（事業者向け） > 令和3年度介護報酬改定について

Ⅱ. 令和6年度介護報酬改定の対応

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進

(6) 高齢者虐待防止の推進

- ① 高齢者虐待防止の推進
- ② 身体的拘束等の適正化の推進

① 高齢者虐待防止の推進

概要

【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
- 施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。

① 高齢者虐待防止の推進

単位数

<現行>
なし



<改定後>

高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。

算定要件等

- 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合（新設）
 - ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。
 - ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
 - ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

② 身体的拘束等の適正化の推進

概要

【ア：短期入所系サービス★、多機能系サービス★、イ：訪問系サービス★、通所系サービス★、福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★】

- 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行う。
 - ア 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。【省令改正】また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
 - イ 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。【省令改正】

Ⅱ. 令和6年度介護報酬改定の対応

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進

(8) 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の見直し

① 一部の福祉用具に係る貸与と

販売の選択制の導入

① 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入

【貸与と販売の選択に伴う判断体制・プロセス】

- 選択制の対象福祉用具の提供に当たり、福祉用具専門相談員又は介護支援専門員は、利用者に対し、以下の対応を行う。
 - ・ 貸与と販売のいずれかを利用者が選択できることの説明
 - ・ 利用者の選択に当たって必要な情報の提供
 - ・ 医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ提案



【貸与・販売後のモニタリングやメンテナンス等】

- <貸与後> ※ 福祉用具専門相談員が実施
 - ・ 利用開始後少なくとも6月以内に一度モニタリングを実施し、貸与継続の必要性を検討
- <販売後>
 - ・ 特定福祉用具販売計画の目標の達成状況を確認
 - ・ 利用者等からの要請等に応じて、福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導や修理等を行うよう努める
 - ・ 商品不具合時の連絡先を情報提供



Ⅱ. 令和6年度介護報酬改定の対応

2. 自立支援・重度化防止に向けた対応

(1) リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組等

⑫ ケアプラン作成に係る「主治の医師等」の明確化

⑫ ケアプラン作成に係る「主治の医師等」の明確化

概要

【居宅介護支援、介護予防支援、（訪問リハビリテーション★、通所リハビリテーション★）】

- 退院後早期に介護保険のリハビリテーションを開始することを可能とする観点から、介護支援専門員が居宅サービス計画に通所リハビリテーション・訪問リハビリテーションを位置付ける際に意見を求めることとされている「主治の医師等」に、入院中の医療機関の医師を含むことを明確化する。【通知改正】

⑫ ケアプラン作成に係る「主治の医師等」の明確化

算定要件等

○ 居宅介護支援等の具体的取扱方針に以下の規定を追加する（居宅介護支援の例）※赤字が追記部分

<指定居宅介護支援の具体的取扱方針>

訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション等については、主治の医師等がその必要性を認めたものに限られるものであることから、介護支援専門員は、これらの医療サービスを居宅サービス計画に位置付ける場合には主治の医師等の指示があることを確認しなければならない。

このため、利用者がこれらの医療サービスを希望している場合その他必要な場合には、介護支援専門員は、あらかじめ、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めるとともに、主治の医師等とのより円滑な連携に資するよう、当該意見を踏まえて作成した居宅サービス計画については、意見を求めた主治の医師等に交付しなければならない。なお、交付の方法については、対面のほか、郵送やメール等によることも差し支えない。

また、ここで意見を求める「主治の医師等」については、要介護認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されないことに留意すること。特に、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションについては、医療機関からの退院患者において、退院後のリハビリテーションの早期開始を推進する観点から、入院中の医療機関の医師による意見を踏まえて、速やかに医療サービスを含む居宅サービス計画を作成することが望ましい。（後略）

Ⅱ. 令和6年度介護報酬改定の対応

3. 良質なサービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

(2) 生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり

① テレワークの取扱い

⑦ 人員配置基準における両立支援への配慮

① テレワークの取扱い

概要

【全サービス（居宅療養管理指導★を除く。）】

- 人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示す。【通知改正】

⑦ 人員配置基準における両立支援への配慮

概要

【全サービス】

- 介護現場において、治療と仕事の両立が可能となる環境整備を進め、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、各サービスの人員配置基準や報酬算定について、以下の見直しを行う。
 - ア 「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。
 - イ 「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める。

【通知改正】

Ⅱ. 令和6年度介護報酬改定の対応

3. 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

(3) 効率的なサービス提供の推進

- ① 管理者の責務及び業務範囲の明確化
- ⑭ 公平中立性の確保のための取組の見直し
- ⑮ 介護支援専門員1人当たりの取扱件数(報酬)
- ⑯ 介護支援専門員1人当たりの取扱件数(基準)

① 管理者の責務及び兼務範囲の明確化

概要

【全サービス】

- 提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

【省令改正】 【通知改正】

⑭ 公平中立性の確保のための取組の見直し

概要

【居宅介護支援】

- 事業者の負担軽減を図るため、次に掲げる事項に関して利用者に説明し、理解を得ることを居宅介護支援事業者の努力義務とする。【省令改正】
 - ア 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び福祉用具貸与の各サービスの割合
 - イ 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び福祉用具貸与の各サービスにおける、同一事業者によって提供されたものの割合

⑮ 介護支援専門員1人当たりの取扱件数(報酬)

概要

【居宅介護支援】

- 居宅介護支援事業所を取り巻く環境の変化を踏まえ、ケアマネジメントの質を確保しつつ、業務効率化を進め人材を有効活用するため、居宅介護支援費について、以下の見直しを行う。【告示改正】
 - ア 居宅介護支援費（Ⅰ）（ⅰ）の取扱件数について、現行の「40未満」を「45未満」に改めるとともに、居宅介護支援費（Ⅰ）（ⅱ）の取扱件数について、現行の「40以上60未満」を「45以上60未満」に改める。
 - イ 居宅介護支援費（Ⅱ）の要件について、ケアプランデータ連携システムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合に改めるとともに、居宅介護支援費（Ⅱ）（ⅰ）の取扱件数について、現行の「45未満」を「50未満」に改め、居宅介護支援費（Ⅱ）（ⅱ）の取扱件数について、現行の「45以上60未満」から「50以上60未満」に改める。
 - ウ 居宅介護支援費の算定に当たっての取扱件数の算出に当たり、指定介護予防支援の提供を受ける利用者数については、3分の1を乗じて件数に加えることとする。

⑮ 介護支援専門員1人当たりの取扱件数(報酬)

例：要介護3・4・5の場合

【現行】

(1,398単位)



居宅介護支援費 (II) の算定要件
ICT機器の活用または
事務職員の配置

指定介護予防支援の提供を受け
る利用者数の取扱件数
2分の1換算

【改定後】

(1,411単位)



居宅介護支援費 (II) の算定要件
ケアプランデータ連携システムの
活用及び事務職員の配置

指定介護予防支援の提供を受け
る利用者数の取扱件数
3分の1換算

⑩ 介護支援専門員1人当たりの取扱件数(基準)

概要

【居宅介護支援】

- 基本報酬における取扱件数との整合性を図る観点から、指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数の常勤の介護支援専門員を置くことが必要となる人員基準について、以下の見直しを行う。【省令改正】
 - ア 原則、要介護者の数に要支援者の数に3分の1を乗じた数を加えた数が44又はその端数を増すごとに1とする。
 - イ 指定居宅介護支援事業者と指定居宅サービス事業者等との間において、居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するための公益社団法人国民健康保険中央会のシステム（ケアプランデータ連携システム）を活用し、かつ、事務職員を配置している場合においては、要介護者の数に要支援者の数に3分の1を乗じた数を加えた数が49又はその端数を増すごとに1とする

Ⅱ. 令和6年度介護報酬改定の対応

4. 制度の安定性・持続可能性の確保

(1) 評価の適正化・重点化

⑧ 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント

⑧ 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント

概要	【居宅介護支援】
<p>○ 介護報酬が業務に要する手間・コストを評価するものであることを踏まえ、利用者が居宅介護支援事業所と併設・隣接しているサービス付き高齢者向け住宅等に入居している場合や、複数の利用者が同一の建物に入居している場合には、介護支援専門員の業務の実態を踏まえた評価となるよう見直しを行う。【告示改正】</p>	
単位数	
<p><現行> なし</p>	<p><改定後> 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント 所定単位数の95%を算定 (新設)</p>
算定要件等	
<p>対象となる利用者</p> <ul style="list-style-type: none">・ 指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者・ 指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（上記を除く。）に居住する利用者	

Ⅱ. 令和6年度介護報酬改定の対応

5. その他

- ① 「書面掲示」規制の見直し
- ② 特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び
中山間地域に居住する利用者へのサービス提供加算の
対象地域の明確化

① 「書面掲示」規制の見直し

概要

【全サービス】

- 運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととする。【省令改正】 【告示改正】 【通知改正】

（※令和7年度から義務付け）

② 特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する利用者へのサービス提供加算の対象地域の明確化

概要

【訪問系サービス★、通所系サービス★、多機能系サービス★、福祉用具貸与★、居宅介護支援】

- 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法において、「過疎地域」とみなして同法の規定を適用することとされている地域等が、特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の算定対象地域に含まれることを明確化する。【告示改正】

Ⅲ. 居宅介護支援・介護予防支援 基本報酬

単位数	※以下の単位数はすべて1月あたり	
居宅介護支援費（Ⅰ） ・居宅介護支援費（Ⅱ）を算定していない事業所	居宅介護支援費（Ⅱ） ・指定居宅サービス事業者等との間で居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するためのシステムの活用及び事務職員の配置を行っている事業所	
○居宅介護支援（ⅰ）	○居宅介護支援（ⅰ）	
	<現行>	<改定後>
a 要介護1又は2	1,076単位	1,086単位
b 要介護3、4又は5	1,398単位	1,411単位
○居宅介護支援（ⅱ）	○居宅介護支援（ⅱ）	
	<現行>	<改定後>
a 要介護1又は2	539単位	544単位
b 要介護3、4又は5	698単位	704単位
○居宅介護支援（ⅲ）	○居宅介護支援（ⅲ）	
	<現行>	<改定後>
a 要介護1又は2	323単位	326単位
b 要介護3、4又は5	418単位	422単位
介護予防支援費 地域包括支援センターが行う場合 指定居宅介護支援事業所が行う場合	<現行> 438単位 新規	<改定後> 442単位 472単位

IV. さいごに ～介護予防支援の指定にあたって～

令和6年4月1日から施行される介護保険法の一部改正により、居宅介護支援事業所も仙台市から指定を受け「介護予防支援事業」を実施することが可能になります。

IV. さいごに ～介護予防支援の指定にあたって～

【申請時期】

居宅介護支援の指定と同様に、各月の1日若しくは15日に指定を行います。

1日に指定希望の場合はその指定日の前々月末日、15日に指定希望の場合はその指定日の前月14日までに申請書を提出してください。

申請書を受理後、原則として1カ月程度の審査後に指定を行います。

⇒令和6年4月1日付で指定を受ける場合には、

申請書は令和6年2月29日(木)必着です。

IV. さいごに ～介護予防支援の指定にあたって～

【申請に必要な書類】

現在位置 [ホーム](#) > [事業者向け情報](#) > [福祉・医療](#) > [福祉](#) > [高齢者施設・介護保険などサービス](#) > [居宅サービス・地域密着型サービス・居宅介護支援・施設サービス・介護予防サービス（事業者向け）](#) > [介護保険サービス事業者向け様式](#)

[シェアする](#) [ポスト](#) ページID：38955 更新日：2024年2月1日

居宅サービス・地域密着型サービス・居宅介護支援・施設サービス・介護予防サービス（事業者向け）

- ▶ [指定更新の手続きについて](#)
- ▶ [変更届の手続きについて](#)
- ▶ [新規指定\(許可\)の手続きについて](#)
- ▶ [居宅介護支援事業所の特定事業所集中減算及び特定事業所加算について](#)
- ▶ [休止、廃止、再開の手続きについて](#)

介護保険サービス事業者向け様式

このページでは、介護保険事業者に係る申請・届出書類等を掲載しています。申請・届出を行うサービス種別により、様式が異なるものもありますので、以下より該当サービスを選択のうえ、申請・届出を行ってください。なお、このページで示した様式は、国の示す標準様式です。異なる様式で提出された申請・届出については、訂正差替えをお願いする場合がございますので、予めご了承ください。

- [居宅サービス事業所・介護予防サービス事業所・介護保険施設の申請・届出様式はこちらをクリック](#)
- [地域密着型サービス事業所・地域密着型介護予防サービス事業所・居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所の申請・届出様式はこちらをクリック](#)
- [介護予防・日常生活支援総合事業事業所（訪問介護型サービス・通所介護型サービス・生活支援訪問型サービス・生活支援通所型サービス）の申請・届出様式はこちらをクリック](#)

IV. さいごに ～介護予防支援の指定にあたって～

【申請に必要な書類】

研修会」をオンラインで開催します

▶ 令和5年度仙台市福祉施設等食料費負担軽減事業補助金（高齢者福祉施設等分）

▶ 令和5年度地域医療介護総合確保事業について

▶ 令和5年度「介護認定調査員現任研修会」を開催します

▶ 令和6年度地域医療介護総合確保事業（介護分）実施の見込み調査について

▶ 令和5年度仙台市福祉施設等電気・ガス等価格高騰対策事業補助金（高齢者福祉施設等分）について

地域密着型サービス事業所・地域密着型介護予防サービス事業所・居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所の申請・届出様式

地域密着型サービス事業所・地域密着型介護予防サービス事業所・居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所の各種手続きの際に提出が必要となる様式は、下の一覧表よりご確認ください。なお、一覧表に記載されている資料のほか、届出内容に対応する申請書(届出書)の提出が必要となりますのでご注意ください。

- PDF 指定申請書添付書類一覧 (PDF: 122KB)
- PDF 更新申請添付書類一覧 (PDF: 97KB)
- PDF 変更届添付書類一覧 (PDF: 141KB)

申請・届出様式（地域密着型サービス事業所・地域密着型介護予防サービス事業所・居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所）

様式一覧

- | | | |
|---|------------|--------------------------|
| 1 | 別紙様式第二号（一） | Excel 指定申請書（エクセル：29KB） |
| 2 | 別紙様式第二号（二） | Excel 指定更新申請書（エクセル：29KB） |

IV. さいごに ～介護予防支援の指定にあたって～

【申請に必要な書類】

- ・登記事項証明書について

目的欄に指定を受けようとする事業の記載が必要です。

介護予防支援の場合は、

「介護保険法に基づく介護予防支援事業」

と記載されている必要があります。

社会保障審議会（介護給付費分科会）

回数	開催日	議題等	議事録／議事要旨	資料等	開催案内
第239回	2024年1月22日 (令和6年1月22日)	1. 令和6年度介護報酬改定に向けて（介護報酬改定案について）	-	▶ 資料 NEW 1月22日	▶ 開催案内 NEW 1月19日
第238回	2024年1月15日 (令和6年1月15日)	1. 令和6年度介護報酬改定に向けて（運営基準等に関する事項に係る諮問について）	-	▶ 資料 NEW 1月15日	▶ 開催案内 NEW 1月12日

🔍 政策について

▶ [分野別の政策一覧](#)

▶ [組織別の政策一覧](#)

▶ [各種助成金・奨励金等の制度](#)

▶ [審議会・研究会等](#)

▶ [審議会・研究会等開催予定一覧](#)